

第8次那須町振興計画基本構想策定支援業務に係る公募型 プロポーザル(書類審査)実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第8次那須町振興計画基本構想策定支援業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル(書類審査)により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第8次那須町振興計画基本構想策定支援業務委託

(2) 業務の規模(見積限度額)

金 4,950,000 円(税込み)

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙、第8次那須町振興計画基本構想策定支援業務委託仕様書のとおり

3 参加要件

本プロポーザル(書類審査)に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- 1) 那須町の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- 2) 那須町建設工事等請負業者選定規則に基づく指名停止を受けていないこと。
- 3) 地方自治法施行令の規定に該当しない者であること。
- 4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- 5) 本業務の受託者は本業務を受託するにあたり、品質の確保及び責任の所在の明確化のため、以下の条件を満たしていなければならない。本業務の着手前に以下の条件を証明する書面(契約書の写し)を委託者に提出すること。
 - (a) (一財)日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証(プライバシーマーク:JISQ15001)を取得し、かつ1回以上更新していること。
 - (b) 本業務の受託者は以下に掲げる同種業務及び類似業務すべての実績を有していること
 1. 同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも全国の市町村受託実績とする。また受託実績は同種業務及び類似業務すべて過去5年以内(令和元年度～令和5年度に業務完了)のものとする。

- ・同種業務1＝総合計画（全国10件以上）
 - ・同種業務2＝総合戦略（全国10件以上）
 - ・類似業務1＝国土強靱化計画（全国5件以上）
 - ・類似業務2＝地域福祉計画（全国5件以上）
2. 本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置技術者変更届を提出するものとする。

(c) 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていること。

4 提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ① 様式1 参加表明書
- ② 様式2 業務実績調書（参加資格確認）
- ③ プライバシーマーク認証の写し
- ④ 様式3 企業概要書
- ⑤ 納税証明書の写し（直近1年分）

※1 納税証明書については、取得時点の最新年度分の納税証明書とする。

※2 本店の所在地（那須町との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地）における、証明年月日が公告日以降の法人市区町村税の未納のないことを証明する証明書の写しを提出すること。

- ⑥ 様式4 質問書
- ⑦ 企画提案書
- ⑧ 様式5 業務実施体制表及び業務担当経歴等調書
- ⑨ 任意様式 見積書（見積内訳書を含む）

※1 見積内訳書の提出の際は押印の上で提出すること。また、受託候補者として選定された場合も参考見積書の金額がそのまま契約額となるわけではないことに留意すること。

《1》企画提案書の規格は、原則としてA4判両面印刷とする。書式については特に定めないが、見やすさに留意のうえ作成し、枚数の規定も設けない。

《2》企画提案書については、仕様内容を満たした内容とし、社会経済情勢や国県

の最新動向の反映のほか、法令関係等の企業独自の提案があればあわせて提案すること。

《3》企画提案書の構成について、特段の定めはないが、別紙「業務仕様書」に定める業務内容への対応方法等が伺える提案書とすること。

《4》企画提案書の構成について、2年目の業務についても提案をすること。

(2) 提出書類等の提出媒体及び提出部数は次のとおりとする。

紙媒体：原本1部・写し3部

(3) 提出方法

提出先に、郵送又は直接持参

(4) 参加表明書等の提出（上記①～⑤）

提出期限 令和6年9月20日（金）午後5時まで

紙媒体：原本1部・写し3部

企画提案書等の提出（上記⑦～⑨）

提出期限 令和6年9月30日（月）午後5時まで

紙媒体：原本1部・写し3部

(5) 提出先

所 在：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

担当部署：企画政策課 担当：足助

T E L：0287-72-6906(直通) FAX：0287-72-1133

E-mai：kikaku@town.nasu.lg.jp

5 質問の受付・回答

(1) 受付期間

メールにて、令和6年9月19日（木）午後5時まで

(2) 質疑書の提出方法

質問書（様式4）を電子メール又は、郵送により提出すること。（期限必着）

※質問書（様式4）の提出先は、4提案書等の提出（5）提出先に記載のとおり

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和6年9月25日（水）午後5時までに、参加表明書を提出した全員に「参加表明書（様式1）」に記載のある連絡担当者宛て郵送又はメールにて送付する

6 契約候補者の決定方法

(1) 優先交渉権者の選定

第8次那須町振興計画基本構想策定支援業務委託に係るプロポーザル書類審査要項（以下「審査要項」という。）により、審査・評価した結果に基づき、次により優先

交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

- ①提案の審査は各審査項目に審査基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。
- ②点数付けは審査委員ごとに参加者の得点を計算し、その得点の合計が一番高い参加者を候補者とする。

(2) 評価項目

- ・ 人員体制…業務遂行に必要な十分なノウハウと人員が確保されているか
- ・ 実績…総合計画・総合戦略などの計画策定の実績はあるか
- ・ 価格…予算額と見積額の整合性はとれているか
- ・ 業務への理解…国の法令、例規改正、動向を理解しているか
- ・ 提案内容…本仕様書を満たす内容が示されているか 等

7 審査結果通知

このプロポーザルの審査結果は、全提案者に書面で通知する。

8 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- 1) 提出された提案書は返却しない。
- 2) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
- 3) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

9 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

- 1) 提出書類等が提出期間を超えて提出された場合
- 2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- 3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合
- 4) 参加表明書提出期限から審査結果通知までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合

10 スケジュール

公募開始	令和6年9月10日
参加表明書等の提出	令和6年9月20日まで
質問の受付	令和6年9月19日まで
企画提案書等の提出	令和6年9月30日まで
書類審査(予定)	10月中旬
契約締結日(予定)	10月下旬

11 問合せ先

所 在：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

担当部署：企画政策課 担当：足助

T E L：0287-72-6906(直通) FAX：0287-72-1133

E-mai：kikaku@town.nasu.lg.jp